

株 主 各 位

名古屋市守山区中志段味字曲巖2460番地の1
東山フィルム株式会社
代表取締役社長 松原 茂

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

今回の臨時株主総会には、「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第111条第2項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の臨時株主総会参考書類及び普通株主様による種類株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年11月15日（火曜日）午後5時30分までに到達するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年11月16日（水曜日）午後1時30分
2. 場 所 愛知県春日井市松新町1丁目4番地
ルネック7階 会議室A
(定時株主総会と開催時間及び会場が異なります。ご注意ください。
会場は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

【臨時株主総会】

決議事項

- 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件
- 第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件
- 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、臨時株主総会参考書類及び普通株主様による種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hynt.co.jp/>）において周知させていただきます。

また、お土産はご用意しておりません。何卒ご了承いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

臨時株主総会参考書類

第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成23年9月21日付当社プレスリリース「エイチエフホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、エイチエフホールディングス株式会社（以下「エイチエフホールディングス」といいます。）は、平成23年8月9日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成23年9月20日に終了しております。本公開買付けの結果、エイチエフホールディングスは、平成23年9月28日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式3,690,402株（当社の総株主の議決権の数に対する割合：98.92%）を保有するに至っております。なお、当該割合の計算において、当社の総株主の議決権の数は、当社が平成23年8月10日に提出した第68期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）である37,306個に、単元未満株式に係る議決権の数（上記第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の単元未満株式300株から、平成23年6月30日現在の当社の保有する単元未満自己株式17株を控除した283株に係る議決権の数である2個）を加えて計算しております。

エイチエフホールディングスは、平成23年8月8日付エイチエフホールディングスのプレスリリース「東山フィルム株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社が長期的な競争力を強化し持続的な成長を実現するためには、より迅速かつ機動的な意思決定を遂行するとともに、弛まぬ技術革新競争をリードし、事業を拡大するための継続的な研究開発活動および積極的な投資実行、国内外市場への新商品の迅速な投入のための他企業とのアライアンスが必要であると判断したとのことです。この点を踏まえ、当社との間で平成23年6月より協議を重ねた結果、同月下旬頃、今後も継続して当社の企業価値を向上させていくためには、当社がシティック・グループ（CITIC Group、中信集団、以下「シティック・グループ」といいます。）とより強固な提携関係を確立し信用補完をはかることにより、機動的かつ大規模な設備投資および資金調達を実現することが可能な体制を構築し、シティック・グループが国内外に有する広範囲なネットワークや事業展開に関するノウハウを活かしたアジア市場への展開を加速させるとともに、より機動的な経営戦略を実現するために簡素化された株主構成のもと、短期的な業績に左右されることなく、迅速な意思決定が行える体制を整備することが必

要不可欠であると判断し、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、当社の非公開化を行うことが最善の方策であるとの結論に至ったとのことです。

当社としましても、平成23年8月8日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募推奨に関するお知らせ」においてご報告申しあげておりますとおり、エイチエフホールディングスから本公開買付けの打診を受けた後、エイチエフホールディングスとの間で協議・検討を重ね、第三者委員会を設置するなどして、慎重に検討してまいりました結果、エイチエフホールディングスと同様に、当社の競争力強化および持続的成長を実現するためには、当社の普通株式の非公開化を行うことにより、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣および従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、シティック・グループによる信用補完のもと重要課題に対して機動的かつ柔軟に対処していくことが最善であり、当社の企業価値の向上に資するとの判断に至りました。

以上の理由により、当社は、当社臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、エイチエフホールディングスの完全子会社となるために、以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、本議案の定款変更案第5条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付いたします。なお、エイチエフホールディングス以外の各株主様

に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当社では、株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をエイチエフホールディングスに売却すること、または会社法第234条第2項および第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に970円（本公開買付けにおける1株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

本議案は本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社定款第6条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は12,504,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は12,504,000株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は12,503,800株とし、第5条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能株式総数は200株とする。</u></p> <p>(A種種類株式)</p> <p><u>第5条の2</u> 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）または、A種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式数は、 100株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (新 設)</p>	<p><u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の普通株式の1単元の株式数は、100株とし、A種種類株式の1単元の株式数は、<u>1株とする。</u></p> <p>第3章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p><u>第18条の2</u> <u>第14条、第15条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2</u> <u>第17条第1項の規定は会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3</u> <u>第17条第2項の規定は会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

本議案は、第1号議案でご説明申し上げております本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式0.0000344136株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、エイチエフホールディングス以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」および第3号議案「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、ならびに普通株主様による種類株主総会において本議案と同内容の議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は平成23年12月27日といたします。

(下線部分は変更部分を示します。)

第1号議案による変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第5条</u> <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付する。</u></p>

第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

第1号議案でご説明申し上げておりますとおり、当社としましては、当社の競争力強化および持続的成長を実現するためには、当社の普通株式の非公開化を行うことにより、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣および従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、シティック・グループによる信用補完のもと重要課題に対して機動的かつ柔軟に対処していくことが最善であり、当社の企業価値の向上に資するとの判断に至りました。

本議案は、第1号議案「1. 提案の理由」においてご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項ならびに第1号議案および第2号議案による変更後の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、第1号議案による定款変更に基づき設けられるA種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、エイチエフホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をエイチエフホールディングスに売却すること、または会社法第234条第2項および同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に970円（本公開買付けにおける1株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

- (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第171条第1項ならびに第1号議案および第2号議案による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付いたします。

- (2) 取得日
平成23年12月27日といたします。

- (3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、第1号議案および第2号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、普通株主様による種類株主総会において第2号議案と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、ならびに第2号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件としてその効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

以 上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

本臨時株主総会第1号議案（「臨時株主総会参考書類」の2頁から6頁まで）でご説明申し上げておりますとおり、当社としては、当社の競争力強化および持続的成長を実現するためには、当社の普通株式の非公開化を行うことにより、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣および従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、シティック・グループによる信用補完のもと重要課題に対して機動的かつ柔軟に対処していくことが最善であり、当社の企業価値の向上に資するとの判断に至りました。本議案は、本臨時株主総会第1号議案でご説明した本完全子会社化手続のうち②を実施するものでありますが、臨時株主総会において、本完全子会社化手続のうち①を実施する定款変更議案である第1号議案が承認可決されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、会社法第111条第2項第1号により、本完全子会社化手続のうち②を実施するために必要な定款変更を行うためには、普通株主様による種類株主総会決議が必要となります。そこで、臨時株主総会決議と併せて、普通株主様による種類株主総会を開催し、決議を行うものであり、本臨時株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、エイチエフホールディングス以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」および第3号議案「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、ならびに本臨時株主総会において本議案と同内容の第2号議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものいたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は平成23年12月27日といたします。

(下線部分は変更部分を示します。)

本臨時株主総会第1号議案による変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第5条</u> 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000344136株の割合をもって交付する。

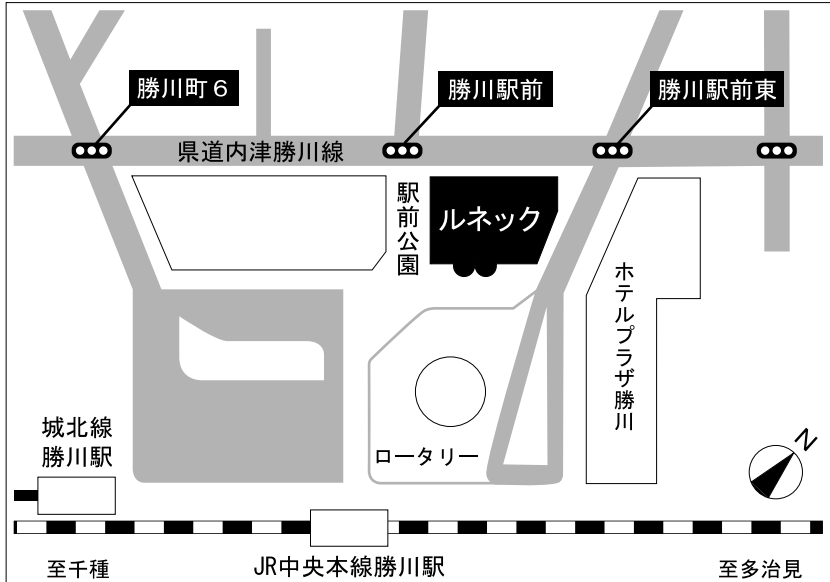
以 上

株主総会会場ご案内図

ルネック 7階 会議室A

愛知県春日井市松新町1丁目4番地

TEL. 0568-34-6800 (代表)



●交通のご案内

- ・名古屋駅からJR中央本線に乗り換え約17分
- ・勝川駅北口より徒歩約1分

お願い

- ・会場には駐車場の準備がございませんのでお車でのご来場はご遠慮ください
いますようお願い申し上げます。